

散布前の注意

1. 日常の健康管理

- (1) 散布前日は早めに休み、休養を十分にとりましょう。
- (2) 日常の食生活において、栄養とバランスのとれた食事を取り、肝臓機能を旺盛にしておくことが中毒を防ぐ大切な条件です。
- (3) 前日の飲酒はひかえましょう。
- (4) 定期的に健康診断（農薬散布者に必要な項目）を受診し、健康状態を確認しましょう。

2. 薬液の調整や散布に従事してはいけない人

- (1) 体が疲れている人。疲れている時は、解毒作用も低下しているので、中毒を起こしやすい。寝不足や二日酔いのときも同じです。
- (2) 妊娠中、生理中及び病後の人。
- (3) 手や足に傷がある人。傷から農薬から吸収される恐れがあるので、十分に注意しましょう。
- (4) 薬物に敏感でかぶれやすい体質の人。

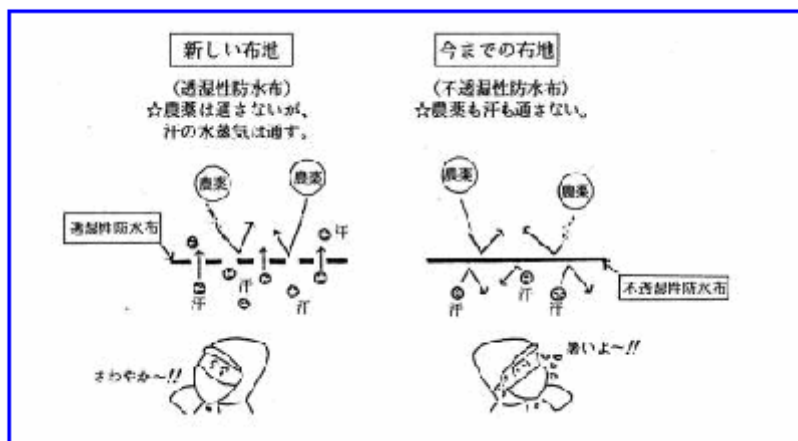
3. 防除衣、保護具の整備

防除作業には、図に示したものを準備し、作業員全員に配布しましょう。

防除作業にはこれを準備しましょう						
種	防除衣	防除帽子	マスク	めがね	ゴム手袋	ゴム長靴
類						
必要数	1	1	2~3	1	1	1

① 快適な防除衣

従来使用されてきた雨合羽やナイロンタフタに比べ、透湿性防水布を用いた防除衣はむれにくく使用感が良い。



② 呼吸が楽で安全なマスク

農薬は、鼻や口から吸い込んだ場合、皮膚から吸収されるよりはるかに多く体内に入り込むので、必ずマスクを着用しましょう。粉剤や液剤類の散布には、顔との密着性が良くかつ鼻や口の部分に空間がある簡易マスクを選ぶといいでしょう。

また、くん蒸剤には国家検定防毒マスクを用います。防毒マスクの吸収缶は、適応するガスの種類によって定まっているので注意しましょう。

4. 散布機具の点検

噴口、ポンプ、消耗部品などについて、あらかじめ点検、整備しておきましょう。特にホースの接着部分が悪くなっていて、そこから薬剤が吹き出し体に浴びることなどのないようにしましょう。

5. 農薬の購入

- ① 農薬は、人や環境等に対する様々な試験を経て、安全性を確認された農林水産省の登録のあるものを購入しましょう。
- ② 購入する際には、有効期限内に使い切れる量を購入しましょう。

農薬には殺菌剤、殺虫剤、除草剤、成長調整剤、忌避剤、展着剤等を含みます。

【問い合わせ先】

農業改良普及センター、農協、農薬販売店(岩手県農薬管理指導士設置店舗)、病害虫防除所又は県庁農業普及技術課へ

6. ラベルの表示事項の確認

ラベルには使用に際し、必要な事項が詳しく記載されていますので、よく読んで正しく使うことが大切です。なお、特に注意を要する事項については、農薬工業会が、注意の喚起マーク（絵表示）を設定しており、ラベル等に表示しております。

7. 農薬の運搬

- ① 薬剤を運搬する時は厳重に包装し、破損などしないように注意して運びます。
- ② 薬剤を運搬する時は、弁当などの飲食物と一緒にしないようにします。

8. 散布液の調整時の注意

- ① 農薬は必要な量を調整し、使い切りましょう。
- ② 作業者は濃厚な原液や製剤を扱うので、直接触れたり、吸い込んだりしないよう十分注意しましょう。マスク、ゴム手袋は必ずつけ、露出部分はできるだけ少なくしましょう。
- ③ 乳剤等では、薬剤を計量する時、瓶の周囲に薬液がつかないように注意し、終わった都度必ず栓をします。もし瓶の周囲に薬液がついた時には布片等でよく拭きとって、よく洗いましょう。溶かす際には原液を少しずつ所定量の水に入れて、よくかくはんしながら調整します。薬液を水に混入する時は、水滴がはね返らないよう静かに入れます。
- ④ 水和剤、粉剤は粉の飛散をできるだけおさえ、残りは袋をガムテープなどで封をします。
- ⑤ 薬液が着衣にはねかえった場合には直ちに着がえをし、肌に付着した場合は石けんで洗い流します。
- ⑥ 使用後の空容器等は十分洗浄し、洗浄後は散布液に加えます。

絵表示の具体例（資料：農薬工業会）

1. 注意・警告マーク

注意事項のタイトルの前に記載します。

色：黒（または文字使用色） 【例】



効果・薬害等の注意



安全使用上の注意

誤って使用する人が死亡または重症を負う可能性が予測される場合に、警告表示として記載します。

〔安全使用上の注意〕



警告

本例は**医薬用外毒物**につき取り扱いに十分注意する。本例は医薬用外毒物につき取り扱いに十分注意する。

2. 行為の強制マーク

注意（警告を含む）事項を記載した文章の頭に表示します。

色：青（または文字使用色）

マークの種類	絵表示マークと注意事項【例】	
マスク着用		散布時は、農薬用マスク(防護マスク)を着用する。
メガネ着用		散布液調整時は、保護メガネを着用し、薬液が眼に入らぬように注意。
手袋着用		散布時は、不浸透性手袋を着用する。
防除衣着用		散布時は、不浸透性防除衣を着用する。
厳重保管		必ず農薬保管庫(箱)に入れ、カギをかけて保管する。
その他		その他、行為の強制を喚起する事項の場合＊その際は、記号の下または近くに意味する文字を入れる。

3. 行為の禁止マーク

注意（警告を含む）事項に記載した文章の頭に表示します。

色：は赤、絵は黒（または文字使用色）

マークの種類	絵表示マークと注意事項【例】	
河川流出禁止 (魚介類注意)		魚毒性……水産動物に強い影響あり。河川、湖沼、 海域、養殖池に飛散・流入する恐れのある場所では使 用しない。
桑園付近 使用禁止 (カイコ注意)		蚕に長期間毒性があるので、付近に桑園がある所 では使用しない。
かぶれる人 使用禁止 (カブレ注意)		かぶれやすい人は散布作業はしない。施用した作物な どに触れない。
ハチ巣箱への 散布禁止 (ミツバチ注意)		ミツバチに対して毒性が強いのでミツバチ及び巣箱に 絶対かからないように散布前に 養蜂業者等と安全対 策を十分協議する。
施設内 使用禁止		ハウス内や噴霧のこもりやすい場所では使わない。
飲用禁止		飲めません または 飲用禁止 ※本マークは、紙パック（液剤用）、ペットボトル、ガラス 瓶（100ml 以下）等の飲料 用包装と酷似しているもの にのみ記載する。
その他		その他使用禁止の場合 育苗箱に使用禁止 ※この例のように記号の付近に、使用禁止の文字と意 味する文章を記載する。

※これら注意喚起マークはラベル以外に、パンフレット類にも使用できます。